

第27回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 平成28年9月9日(金)

招集場所 江府町防災・情報センター

開 会 午前 8時30分 会長宣言

出席委員(11人)

		8番	佐藤 誠
2番	見山 収	9番	清水 干城
3番	宇田川 潔	10番	石原 一男
4番	松原 憲治		
5番	長尾 保	12番	上前 梅夫
6番	宇田川 保	13番	川上 博久
7番	谷口 一郎		

欠席委員(2人)

1番	中田 泰	11番	一二三八郎
----	------	-----	-------

職員及び関係者 局長 下垣 吉正
主査 松原 順二

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案	農地所有適格法人の適格要件の確認について
第2号議案	農用地利用集積計画(案)について
第3号議案	農町地利用配分計画(案)について
第4号議案	農地法第4条第1項の規定による許可申請について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前 8時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

2番委員	見山 収	7番委員	谷口 一郎
------	------	------	-------

局長： 皆さんおはようございます。定刻より若干早い様ですが皆さんお揃いの様ですので、ただ今から第27回農業委員会総会を開催させていただきたいと思えます。それでは松原会長、お願いします。

会長： 皆さんおはようございます。今日は早い時間の総会という事でお集まりを頂いたんですが、出来るだけ早く総会を終えて、天気も良い様でございますので、稲刈りの方に時間を割いて頂いたらと思えます。先週の土曜日に〇〇〇さんのお見舞いに事務局と行って参りました。特別治療室から一般治療室に移られたという事で、話を聞きますとかなりの重傷だった様で、2階の屋根の工事を裏の方でやっておられて、サンダース、グラインダーですか、で削った時に誤って自分の命綱を切ってしまって落ちたと、骨盤と右腕を骨折して、という事です。お元気でしたけど多分リファビリに時間が掛かるのではないかと思ひまして、年内は入院されるのではないかという感じがしておりまして、パトロールの事も気にしておられましたが、見山さんとのコンビですけれども、場合によっては我々お手伝いをするのかなと思ひております。本人も皆さんにくれぐれもよろしく伝えて下さいという事でごございました。それからもう1つ、前回の総会で議論して頂いて、決めてもらった農業委員と推進委員の定数の関係の話を一二三委員さんと決めてもらったんですけれども、農業委員会の案を町長の方にお話ししようかと思ひて、来週議会中の合間を縫って、町長に案の説明をしたいと思ひております。推進委員さん、ちょっと分かりませんので、長尾委員さんと事務局と行ってこようかと思ひております。

議長： 今日の議会はあまりございませんけれども、研修旅行の案も出来ている様でございますので、ご検討いただけたらと思ひます。今日の欠席通告でございますけれども、一二三委員さん、それから中田委員さんは公社の関係で、稲刈りで欠席でございます、2名が欠席という事で、11名ですので会議は成立いたします。議事録署名委員及び会議書記の指名を行いたいと思ひます。議事録署名委員は議長より指名させていただいてよろしいですか。

議員： 全員（はい）

議長： ありがとうございます。それでは署名委員は委員番号2番の見山委員と7番の谷口委員をお願いをしたいと思ひます。なお今日の会議書記は事務局を指名いたします。議事に先立ちまして、報告事項がございますので、事務局より説明をお願いします。

事務局： 報告事項として1件あります。2ページ目をご覧頂ければと思ひます。合意解約という事で、4件ほど合意解約が出ております。この中身につきましては、この後の議案第1号から第3号までに関わって来るものでございます。〇〇〇様が〇〇〇〇〇〇〇〇と云うのを4月1日に作られまして、その関係で一旦洲河崎の農地を1.2haほど借りられていたんですけれども、合意解約をされて中間管理機構にもう1回出して、その後ま

た新しい〇〇〇〇〇〇で貸し借りをされるという手続きをされる為に、一旦合意解約を洲河崎の方4名の方と4件されております。これにつきましては以上です。

議 長： 利用権設定も終わって委員さんの方からコメントも頂いておりますので、何かございましたら。後また〇〇さんの、詳しく資料がございますか。

事務局： これは議案1、2、3全部かかわりが有ります。

議 長： 合意解約ということで、手続き上の合意解約という事でございます。よろしいですか。

委 員： はい（全員）

議 長： 議事に入りたいと思います。議案第1号、農地所有適格法人の適格要件の確認について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局： 3ページ以降をご覧頂ければと思います。今年の4月から農地を所有できる法人の制度の若干要件等が見直しになりまして、5ページ目に資料を付けておりますが、改正前は農業生産法人と言っておりました物を、改正後の4月からは、農地の所有できる法人については、農地所有適格法人という名称に変更になりました。この関係で要件等が、農地を所有できる法人の要件等が若干緩和に成りまして、農業に従事する人の議決権が緩和されたり、構成員の緩和、その後常時役員の過半とか、そういった要件が緩和になりまして、法人、一般企業さんの様な方が農業の方に参加しやすい様な、ここにも書いて有ります様に、6次産業等そういった事に関わり易くなる様に法改正がなされております。その関係で4月以降新たに出来ました法人様が農地の所有なり、利用権設定で貸し借りをされようとする場合には、この法人の要件にあっているかどうかの確認をする必要がありまして議案に上げさせて頂いております。この度、この後の議案2号、3号でも出てくるんですけども、8月22日に正式に法人に登記されました杉谷の〇〇〇〇〇〇〇〇様と、先程も〇〇〇〇様が合意解約された件が有りましたけども、4月1日に法人登記された〇〇〇〇〇〇〇〇と言う事で、株式会社を設立されました。まず〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇様につきましては、農事組合法人でいらっしゃいますので、こちらの要件はすべてクリアーしておりますので、適格法事という事になるかと思えます。もう1つの〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇様の方は日野町の農業委員会の方で既に江府町よりも前に、20haほど同じ手続きをされておりました、20haほど中間管理から借り受けを受ける様な手続きをされておりました、既に適格要件は確認済みという事でございましたので、これを改めて江府町で確認することも無いという事もありまして、一応議案にはあげておりますが、要件を満たしているという事でございます。この2つの法人様の資料につきましては、資料1と2という事で、付けさせて頂いております。資料1の方が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇様から提出をしていただきました書類でございます。資料2の方は日野

町の方には既にこういった手続きはしてある様ですので、一応確認と言う事で、登記事項の証明書のコピーを日野町の方から頂いております。これにつきましては以上です。

議長： これにつきまして、何かございますか。

8 番： 議長良いですか。事務局の説明で、国の基準もあって、この度緩和したという事もある、やり易くなった、いつも言うんですが、例えば、水田、田んぼで田んぼを作るとい話になると、権利は3つ重なっている訳です、1つは土地の所有権、もう1つは水利権、この水利権というのが今出ている項目の中で、どのように扱われているかという事です、もう1つは耕作権でしょ、土地の所有権と水利権と耕作権の3つが重なって初めて水田なんです、土地の貸し借りは簡単です、しかしそれに伴って水利権はどうなるんですか、ここの所を明確にしないと、あなたに貸したのは耕作権だけをあなたに譲ったんですよと言った場合は、土地の所有者は水利権は自分が持っている訳だから、逆に言うと水路に維持管理は自分がしないといけない、〇〇さんなら〇〇さんに貸すのは良いけれど、〇〇さんは土地の耕作権と、水利権も同時に借りているのか、もし借りているとすれば〇〇さんが出役をしないといけない、維持管理の仕事をししないといけない、でなければ水利権はありませんから、その所がきわめて曖昧なんです。逆に言うと誰がそれを負担するのか、田んぼに苗を植えようと思ったら水利権がないとできない訳です、その水利権に伴う義務、いわば水路を維持管理する、これはだれが負担するのか、そこを明確にしないと、将来的に仮に2、3人の人が1つのジゲを作るとい話に成った時にだれが水路の維持管理をするのか、そこを明確にした上で、議論をしないと必ず混乱するんです。

事務局： まず1つ、今の議案は農地を所有できる法人かどうかの確認という事でございますので、これにつきましては5ページに書いてあります要件のみで、水利権がどのとい事とは全く関係ありません。それで1つ〇〇〇〇様の方は当然杉谷の中の貸し借りですので、〇〇さんの方なんですけれども、聞いて見ましたら、洲河崎の方は出役とかに出られている様ですし、日野町の中で貸し借りをされている所でやはり水利権が発生する所がございまして、水路代の方も〇〇様が払われているらしいです。

8 番： 仮に払っているのは良いですけれども、今私が言いたいのは、昨日もあったんです、ある集落に行ったら、自分も田んぼを作っているので出役に出ないといけないけれども水路まで出役に出られないので、2、3年前までは、人を頼んで出してもらっていたけれども、その人ももう出られないと、自分が出ないから誰かに頼んで出してもらおうとするんだけど、出してもらう人が居ない、そうするとおに余裕があれば、おにで生産とい事が出来るかもしれないけれども、結果出してもらう人が居ないので、来年から米が作れないとい訳です、小さなジゲですけれども、ある程度の規模があればそれなりに変わってやってくれる人はいるかもしれないけれども、そういう事が次々に起こって

るという事です。さっきの話ではないですけれども、あちこちで、耕作放棄地が後を絶たないでしょう、その意味では、〇〇〇〇さんの様に私が作ってあげるから、グループでも何でも良いので作ってもらえるのは、ありがたい事なんですけれども、なかなかそれも出来ない、という事があちこちで起こってきているので、そこら辺の所をきちんとこっち側としても対応を考えて、それで今言う様に誰か代わりの人に出て貰えるんだったら良いにしましょうとか、だけどそれが出来なかった場合にどうするか、という事をやって行かないと、一時的には何とかあったとしても、百姓と言う仕事、地域農業と言う仕事は何百年と続いてきている訳だし、これからも続けて行かないといけない訳なので、そう言う敗因の中で、ではこれをどうするかと言う事を、国は国の定めですけれども、そういう事を国は考えてないので、我々は、我々の地域として、国のこれはこれで良いけれど、これに更に我々はしないといけない事はどういう事かを、1つ1つ精査していかないと将来につながらないと思います。

議 長： 佐藤委員のおっしゃることはごもつともで、これからの問題として皆で考えないといけないと思うんですが、今集落の中ではかなりそれなりの話し合いで、ルールを作っていますので、例えば中山間の範囲に入っていれば、やっている人が中山間のお金を貰っているんですね、地主ではなくてやる人が貰うものですから、実際に、実態として借りて作っている人が出役に出たり、それを使ってやっておられます、そういう形なる。

8 番： その人は自分の分も持っている訳だから、出る人数は1人なんだから、

議 長： その集落のという事ですか。

8 番： 人の分を借りているのでその分も自分が2人分するか、3人分するか、という話にはならない。

議 長： そりゃまあ。

8 番： でしょ。だんだん大変になって来る。やればやる程、私もその例です。

13番： 確か法人化されていますから、そういう心配することは全部ある程度クリアされながら、ある程度スタートしていると思うんです。私たちが農業委員会で審査して心配しているのは、法人化した周辺の農地に悪影響を及ぼさないかという事は充分議論をしないといけないですけれども、中身の事は、ある程度いろんな事でクリアされてると思います。

8 番： そんな事ではないでしょう、農業委員会の仕事の事は分かります、そのの所を議論をして、我々だけでは解決できない事もあるので、それを町なら町、行政と一緒にあって、

それを全体として解決して行くかという事をしないと。

事務局： 佐藤委員が言われることは、結局、法人とかそういうので農地の貸し借りで農地を借りるのは良いですけれども、そうすると、洲河崎の田んぼを、例えば、〇〇〇〇さんが1人で借りたら、水路の出役をする人が本当に居るのかと言う事だと。そこを言われている事として、それは、制度的には、ただそれでノーと言える物がないんですけれども、ただその先の、その地域の農用地の管理をどうして行くかという事についてどうして行くかという事は確かに難しい問題です。そこは利用権設定で。

12番： 農繁期で早く始めて、早く終わろうという事で時間設定をしたので、難しい議論はまた今度にして、早く次に進めましょう。

議長： 次に進めたいと思います、次の議案第2号、農用地利用集積計画(案)でございます。事務局お願いしま。

事務局： 先程の1号議案とも関わって来るんですけれども。次の配分計画とも一緒の物でございます、この度の利用集積案で出てきた案件が5件ですけれども、その内4件は先程の洲河崎の〇〇〇〇様が合意解約された農地を1度中間管理機構に預けられて、そこから議案第3号で上がって来ますけれども、中間管理機構から〇〇〇〇様に転貸されるという手続きの為の利用権設定でございます。それともう1件が10ページ目の86番に載せておりますけれども、〇〇〇〇さんの杉谷の農地を1件〇〇〇〇様の方に利用権設定で、1つだけ残った農地が有りまして、ここを貸し借りされるという事でございます。9ページ目の方に詳しく載せておりますが、〇〇様の方は全て賃料を5千円、日野町も20ha程、日野町は、利用権設定を9月の議案に出されたそうですけれども、全て5千円の賃貸で全て一括して借りられる農地を5千円で契約されております。利用権設定の内5年の所と10年の所が有りますけれども、〇〇〇〇さまの所だけ、地権者がまだ相続登記をしていない為に2分の1以上の権利者の押印しかいただけない場合には、5年しか利用権設定が出来ない事に成っておりますので、この様な事に成っております。もう1件、10ページの〇〇様の方につきましては、これも5年という事でございます。こちらの方は1反あたり6千円で、これも統一して、〇〇の〇〇様と契約をされておりますけれども、こちらの方は蕎麦という事で契約されています。後14ページの方に、かがやき様の現在の状況を載せておりますが、まだ農機具とかそういった物は〇〇様では所有されていらっしゃいません、今後補助金とかを受けられて、導入される予定でございます。それから集落の方にも作業場と言いますか、米を播る様な倉庫を建設中でございます。担い手育成機構は中間的に借り受ける物でございますので、特に農業従事者とかそういった物は入っておりません。15ページに〇〇〇〇様がこの度中間管理を通して借りられる農地の場所を示しております、16ページが〇〇〇〇〇〇様の1筆、〇〇〇-〇、〇と言う所ですけれども、赤く塗ってありますところが、貸し借りされる農

地でございます。これにつきましては以上です。

議長： ○○さんの件は、前に利用権設定でコメントを貰っていますので、○○の分は新規ですけれども、佐藤委員。

8 番： 私の管轄ですけれども、直接、正直な所見ではおりませんが、先ほども言いましたけれども、集落の中で、出来るだけ耕作放棄地をなくそうと言う様な考えで、出来る限りの農地を自分たちでやろうという事で自主的に作られた会でございますから、出来るだけたくさん持って頂きたいと、そして荒廃農地をなるべく出さないと、言う所に持って行きたいと思っておりますので、こういう申請が出ておりますので、この通り認めて頂きたいという風に思っております。

議長： ありがとうございます。委員の皆さん何かご意見がございますか。意見が有りませんので、議案第2号、農用地利用集積計画（案）賛成の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。賛成ですので原案通り承認いたします。続きまして議案第3号、農町地利用配分計画（案）について、を議題とします。事務局をお願いします。

事務局： 資料の17ページ以降が利用配分計画の資料でございます。こちらにつきましても先程の○○○○様の中間管理機構に預けられた農地を、中間管理機構から○○○○様の方に貸し付けると言う物でございます。その内容でございます。○○○○様の経営状況と言いますか、機械の所有状況とかは19ページ、20ページに売上高とかそういった物が載っております、かなり日野町では20ha以上という事で大規模にやられておられますし、この度の洲河崎で1.2haでございます。○○○○様の方も5反以上まとまった農地が有れば、江府町でしたら、水稻であればぜひ作らせてほしいと言う様な事も言われておられました。これにつきましては以上です。

議長： 希望が有れば○○さんは出て行ってやるという事を言っておられるという事です。今度は株式にされて大々的にやられるという事でございます。この間テレビを見ておりましたら、高島屋とタイアップして、海藻米と言う事で、2k、2,200円、大変なブランド米、海藻米、海のお海藻を使ってと言う事ですか、そんな状況、ニュースを使って話題性もあります、○○さんは大変な担い手でやっておられるという事でございます。配分計画につきまして何かございますか。無い様でしたら欠を取りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。原案通り承認致します。続きまして議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題とします。事務局お願いします。

事務局： 25ページ以降に、第4号議案という事で資料を付けさせて頂いております。こちら農地転用の案件が2件出ておりまして、これにつきましては、6月の総会で農振農用地でございましたので、先に農振除外の申請という事で、総会の方で審議頂いて、認められておりまして、この度、縦覧期間が終わりまして、特に異議申し立てが有りませんで、最終的には県に本協議を申請しておりますけれども、これは決定待ちという事でございますので、農地転用の審議に入らして頂くという風にさせて頂きました、1件目は〇〇の〇〇様の農地でございまして、資料の26ページに付けておりますが、集落の一番下の方の〇〇さんの自己の農地を〇〇の方からあと2年後に退職後帰られて、本格的に就農されたいという事でございますので、ここに自宅兼農機具庫付住宅を作りたいという事で、農地転用の申請を頂いております。資料3の方に〇〇様の新築計画の資料を付けております。このような形で既に具体的に計画をされていらっしゃる様でございます。当然農地転用が認められたらのお話でございますが。

8 番： 前に出なかったですか。

事務局： あれは、農振除外で、農地転用は別の議案でございます。ちょっと簡単に。もう1件が27ページ、最後のページに付けておりますが。これは下安井の方で、ご自宅の畑の裏に、ご自身の畑が有るんですけども、そこの墓地を拡張して墓地にされたいと言う議案でございます。これも6月に農振農用地の除外申請で審議を頂いているものでございます。こちらは別紙資料4を付けておりまして、既にこれも住民課の方と事前に墓地の設置の申請については同意を得ておりますので、写しを資料4の2ページ目に付けております、事前協議済みで住民課の方からは許可と言いますか、事前にオッケーと言うのは頂いております。議案4号については簡単ですが、以上です。

議長： 説明が有りました様に、6月の総会の時に受理して頂いておりますので、これは手続き上、県の方に申請を出すという事でございます。異議がございしますか。

委員： なし

議長： それでは無い様でございますので、議案第4号につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。原案通り承認したいと思います。これで議事は終わりましたので、その他に入りたいと思います。その他、事務局、お願いします。

事務局： 資料5をご覧頂ければと思います。視察研修につきましては、前回の総会でも日程等を概ね20日前後という事で決定して頂いておりました、まず日程の最終確認だけさせて頂ければと思いますが、資料5の2ページ目にカレンダーの様な物を付けております、関係される色々、10月はイベント等が多数ございまして、空いている所が10月の中旬の19、20、21しかないという事で、ここで日程は確定という事でお願いが出来ればと思っております。これ以外ですと、もしこれが駄目という事になりますと、10月は厳しいかなと思っております。行き先ですが、前回ご提案も頂いていたんですけども、兵庫県の養父市、日程の方はよろしいでしょうか、19、20、21で、2泊3日の工程で、他に駄目とかダブっているとかという事はございませんでしょうか。

9 番： ちょっとお尋ねしますが、出発時間は何時ごろに成るのでしょうか。

事務局： これも次の研修先との兼ね合いでも有るんですけども。出来れば朝の8時位。

9 番： 出来たら8時位の出発にして頂ければ、私はありがたいと思っております。8時出発。

事務局： それより早いとまずいという事ですか。

9 番： それより早いといけない。8時以降。出来ますれば、お願いします。

事務局： 19日の8時以降という事ですね。資料5の方に案という事で、1日目は前回も川上委員さんの方からご提案がありました、兵庫県の養父市の農業委員会ですね、こちらの方は中山間、市ではあるんですが、兵庫県の真ん中辺の北部と言いますか、中山間で国家戦略トップという事で受けられておりました、新たな農業委員会への移行も11月1日に計画をしていらっしゃるそうでございます。ここは中山間地域のモデル地区に成ると言う様な事を市の方が挙げて国家戦略をされておられまして、実はこの内容をお尋ねしたかったんですが、詳しくこちらの農業委員さんと話をしていましたら、国家戦略トップについては地方創生課が養父市には特別に作ってあるそうございまして、余りにも視察が多くて10月、11月はもはや国家戦略については勘弁してくれと言う風に言われまして、ただ資料等は頂けますし、農業委員会の方も関わっていらっしゃいますので、若干詳しい突っ込んだ話は聞けないかもしれませんが、新しい農業委員会への移行も考えられていらっしゃると思いますので、その辺りの事や、中山間のモデル地区に成ろうと言う風な事も考えていらっしゃると思いますので、そう言った取り組みに付いても、聞けたら参考に成るのではないかと思いますので、こちらの方は、19、20、21であれば、受け入れは事前にオッケーを頂いております。まだ正式にいつと言うのは言っ

ておりませんが、清水委員さんから言われました様に、8時に出れば、養父市の方に聞きましたら、鳥取市から養父市まで1時間半、養父市の方も鳥取市に良くいわれるようで、1時間半くらいだと言っておられましたので、そうしますと3時間半ですかね、12時には着きますので、1時半くらいを研修にすれば、昼食を取っても、ですので8時過ぎ位に出るとちょうど良いかなと言う、で昼から1時半くらいから、1時間半程度聴いて、30分質問事項、もしどこか見さして頂ける様でしたらと言う風な事で、1日目はどうかと計画しております。2日目につきましては出来れば北陸方面の方が良いのではというお話もありましたので、若狭町さんの方に今事前をお願いしております、これも前回小林局長からも引継いで聞いていたんですけれども、清水委員さんからのご提案もあったと聞いていたんですけれども、かみなか地区で葛の生産組合ですか、こういったのがある様でして、実は林業遺産に熊川葛、研磨炭ですか、おおい町ですけれども、林業の方ですけれども、林業遺産とかという事で、葛とか地元にある物を上手く活かして、特産品にされていると言う取組みがなかなか素晴らしいと言いますか、その辺りを、今でも江府町の方でも会長さんを中心に甘草の試みとか、他にもいろいろされていますので、後海老の養殖とか、そういった事を今後進めて行くうえで、どういう風にしたらこういう風に繋げて行けるか、産業化ではないんですけれども、繋げて行けるかというノウハウを教えるのではないかと、教えると言うか、ヒントが得られるのではないかと、この事もありまして、こちらの方に行かせてもらってはどうかと思っております。それから、若狭町さんは農地中間管理事業の先進事例という事で、国の方にも紹介もありまして、実際には若狭町さんは海の方に面している部分と山の方もある様でして、かみなか地区は山の方ですので、その中間管理事業の東黒田地区と言う所が、国の事例集、取組事例と優良事例という事で載っておりますので、そちらの方も農業委員さんとの関わりとか、取組みの中身なんかを聞かしてもらえたら良いのではないかなと思っております。若狭町も事前にはオッケーを頂いております、後出来れば、会長さんとも相談していたんですけれども、まだ確定が取れてないんですけれども、新体制に移行した農業委員会にぜひ取組みを聞きたいと、中山間でうちと同じ様な所を探したんですが、なかなかまだ、下の方に新たな農業委員会に移行した、この辺の近くを、鳥取県では日野町、日南町が一番近くなんですけれども、近隣ではここです、出来ればおおい町か敦賀市の中山間が良いんですけれども、おおい町は原発が有る所です、山間部は敦賀市もあるんですけれども、江府町に近い所と言えば奈義町かなという風には思いますが、この工程上を考えると、おおい町あたりでもう1件視察が2日目に入れられれば、どこか調整をさせて頂ければと事務局の方では思います。3日目は帰る様になりますので、基本的にはどこか、ここにも書いてあります様な所をピックアップして回れば良いかなと思っております。一応事務局的な案でございます。

議長： ただ今研修旅行の日程、内容につきまして説明が有りましたが、去年は町のスポーツ大会とバッティングしてしまって、3名ほど行っていただけなかったんで、その辺のスケジュール調整は今回はうまく決まって、19、20、21日と言う風に決まったんで

すが、これはよろしいですか。

5 番： すいません、個人的には欠席をさせていただきます。勝手な事を言って申し訳ないんですが。ちょっと都合が悪くて。

8 番： ちょっと事務局に質問をしていいですか。その他の候補の中で、耕作放棄地対策で、兵庫県の新温泉町と言うのが書いて有りますが、これは何かがある話なのか、どうなのか。只名前を挙げただけなのか。先程も言いましたけれども、新たな取り組みというか、体制を組んで、今うちではこういう事をやっているという事も勉強さしてもらえれば、是非そこに行ってみたいと個人的には思うんですが。

12番： コースとの加減でしょう。

事務局： 養父市を想定して、ここも耕作放棄地対策の資料を用意していませんけれども、国の方でも優良事例と言う物がございまして、東方面での道筋で、ですので入れても良いです。

8 番： 葛は悪い事はないけれど、澱粉を取る話でしょ、澱粉を取って葛餅にする、そういう話でしょ、他の事には対して利用はないから。

事務局： そうです。そう言った生産組合に。

8 番： 葛も良いけれど、もし葛の所に行くのだったら、こういうのを入れて貰いたいと言うのが個人的な意見です。

事務局： 分かりました。

9 番： 福井の帰りに新温泉町は寄れるのでは、全然、コースが違う所ですか。出来ればそこへ行って。

12番： 事務局で工程を組んでもらえば。

事務局： この日程で。

8 番： 日程は構いませんが、視察先を、もしそれが加えてもらえるなら、逆に言うと葛の所は後でも良い、それが利用で来るのならとっくの昔にしている。葛の山だ。

12番： まあ、そう言わずに。

8 番： それも良いけれど、入れて貰えるのなら、耕作放棄の方が先ではないかという事です。

議 長： 1日目は行く時間で半分しか出来ませんが、2日目は1日丸々有りますので2地区を考えているという事です、3日目は視察は無でフリー、という考えですね。

事務局： 後は先方の都合が有りますので、受け入れ先の都合がどうしても有りますので。その辺が。新温泉町は養父市の近くですので、そちらと合わせた方が良いと思います。その工程の組み合わせを変えれば、日程は、19、20、21であれば他の2つはオッケーを頂いていますので。

13番： 福井県でも放棄地対策の所はいくらでも有ります。

事務局： 入れるように致しますので。

議 長： この、かみなか地区と東黒田は中山間事業で。

事務局： 同じ若狭町です。

議 長： 地区が一緒なだけで、取り組みは違う。葛は。

事務局： それは全然違います、生産組合が。

議 長： 若狭町の中で2つ挙げている訳でしょ。かみなかと、黒田と。

事務局： そうです。葛の方は今、現場を見るという事は出来ないという事で、そういう時期ではないので、その取り組み、地域の有る物を活かして、うまく利用されているという、やり方を出来れば参考に成ればと。

議 長： 若狭の中の地区行って、更に。

事務局： 2地区行くつもりはなくて、若狭町に行くという事です。

議 長： 若狭町に行くという事。

事務局： 中間管理の現場を見ても、意味がないと思いますので、東黒田の場所を見ても意味がないと思いますので。

5 番： 一辺に話を聞くという事。

事務局： そうです。上手く先進的にやられていますので、農業委員会とその中間管理事業とマッチングと言いますか、取り組みの中で、どういう風にされているのかなと言う事も含めて、聞けたらいいのではないかという事で。

議 長： では、2日目は若狭の周辺をもう1か所見るという事ですね。

事務局： その辺りは、先程佐藤委員さんの方からも話がありました、耕作放棄地対策の。

13番： 放棄地対策は新温泉町にこだわらなくても、どこでもあると思いますけれども。

事務局： です、相手先のオッケーを頂かないと。

議 長： 新温泉町だと若狭とは離れてしまいますので、若狭の、

事務局： 養父市とは近いので。新温泉町は隣りです。

議 長： 1日目の事ですか。

事務局： です。日程の工程を組み合わせますので。

議 長： 1日目ね、2日目は1日有るから、2地区はいるのかなと思って。

事務局： 1日目と2日目を日程の都合で逆転させて貰う可能性もありますけれども。そういう組方が良い様でしたら、養父市と新温泉町を午前、午後という形で。

議 長： 詳細は後でもう1回検討しまして、清水さんが言われた様に8時過ぎで、大体いつも8時位に出ていますね。ではお願いします。これにつきましてはよろしいですか。骨格が決まったという事で、これで終わりましたか。次に進みます。次回農業委員会総会、農地相談会。

事務局： 次回の農業委員会総会は、1ページにも書いてありますが、7日金曜日、ちょっと早いですけれども、3連休が有りまして、7日金曜日午前9時半こちらでという事でよろしいでしょうか。

議 長： よろしいですか。

委員： はい（全員）

議長： 時間はいつものとおり、9時半にすると。次、農地相談会。

事務局： こちらの方も9月27日火曜日に、見山さんの方からは事前にご都合が悪いと聞いておまして、交代がお願い出来ればと思っておりますが、次が、谷口委員さんは大丈夫でしょうか、川上博久さんと以前変わられたので、今回という事でございまして、松原さんか宇田川潔さんの番に成るんですけども。

3 番： それでは受けておきましょう。

事務局： よろしいですか。すいません、27日火曜日1時半でお願いします。

3 番： 松原さんとですか？

事務局： 谷口委員さんとです。

議長： では、農地相談会、担当委員さんは、谷口委員さんと宇田川潔委員さんをお願いすると、いう事でよろしく申し上げます。では以上を持ちまして第27回農業委員会総会を終わりたいと思います。

事務局： 次回は中間管理の研修ではないんですけども、天満さんに来て貰って、本当は今月の予定だったんですが、今月は忙しかったので。

議長： 次回、前にも言っておりました、中間管理機構の天満課長さんに来て貰って、何の講習会。

事務局： 中間管理事業の、講習と言いますか、農業委員会との連携と言いますか。そういった事で。

会長： それと、もう1つは、町長の方に農業委員会の案を持って行くんですが、何か町長にお願いしておかないといけないとか、何かありますか。後から出て来て貰って意見交換をするとか、初心表明ではないですが、農業に対する何かをここで発表して下さいとか。

7 番： 町長にここに来て貰って、話し合いをして、新しくなって考え方もあるでしょうし、こちらの考えもあるので、つき合わせてするのは良いと思います。

2 番： 農業に対してどんな考えを持っておられるか。聞けばいいのでは。

局 長： 昨日、長岡議員が質問をされていました。現在の水田農業の状況とか将来について。

会 長： どういう回答でした。

局 長： 回答は、極端に変わる事はないので、やはり江府町の一番の産業は農業ですので、農業の中でも一番中心と言うのは米作りという事で、中々今は米価もそういう所ですが、たまたま昨日は日野町さんが海藻米で出たんですけども、今後は今もプレミアムとかそういう取組みで、ある程度の成果は出ているんですが、今後はサントリーさんとのブランドと一緒にそういう見方とか、そういう物もやって行きたいと言う様な事で、昨日は大体。

会 長： 申し入れをしてみます。それでタイミングというのは有るので、次回は天満さんに来て貰うという話になっていれば

1 2 番： 1 1 月、予算の関係もあるので。早い方が良い。

会 長： 次の会に来て貰った方が良いという事ですか。天満さんは後にして。

2 番： 1 1 月で良いのでは、1 1 月の始めなので。

8 番： まあだいたい1 2 月位なので予算をするのが、基礎的な事というか、基本的な事を我々が議論して、具体的に来年に向けては、こういう事をしようじゃないかと、この委員会として、と言う様な中で予算と言う物が出来てくる訳ですから、この場で言っていれば何も出来ずに終わってしまう。

会 長： 建議と言う形で、文章を持って毎年出しておりますので、具体的にどうしますかとは言えるので、

8 番： 町長に来て貰って具体的に話をさして貰えれば良いけれども、その前に我々として議論をしておかないと、ただ来て貰ったけれども何も言わずに終わってしまったという事に成ってしまう。具体的にこういう事をしようと思うので、町長、最低でもこれくらいは考えてください、と言う様な事をして行かないと、何とか予算を付けて於いて下さいという話には成らない。

1 2 番： 農業委員会は、事業が主体ではないので、そこら辺の絡みあいを考えてしないと。

8 番： 我々は農地パトロールをしますよ、だけど具体的に仕事をするのは、農林課にあつたり、あるいは農協に委託をするとか、そういう事についてする訳だから、だからと言ってそれなりの予算がなければ、何もできない、我々がするわけではないけど、我々が事業主体ではないから、我々は今まで建議をしてきたわけだけれど、言わば、企画、立案そういった分野を我々が持つと、で具体的にはこうこうこうだと、それをするには、大体どれくらいの面積が掛かるかという事を精査して行かないと、予算執行と言って予算が絶対付かない、積算をきちんとしないと。私が言っているのはそういう意味です。我々がスコープを担いで鍬をいなくてする訳ではないので。

会 長： タイミングがあると思いますので、予算編成が12月にあるのであれば、それまでにしたいといけない。

8 番： 遅くても11月位までには、例えば耕作放棄地対策について、具体的にちょうど研修と重なるかもしれないけれど、最低ここは予防しよう、耕作放棄の拡大を抑えるために、という事は委員会としてしようではないか、そういう基本的な話が出る、では具体的に対象はどれくらいあって、現地パトロールもしている訳なので大体の事は出てくると思います。そうするとこれくらいの予算は、最低必要だねと、と言う様な事を具体的に出して行かないと、予算は絶対につきません。

会 長： そうしたら、次回の総会の時に、それを検討しますか。

8 番： ぜひそうして貰いたいと思います。

会 長： 何を課題として挙げて、町長にさっき言われたことも含めて。11月に成るかも知れませんがね。建議もありますし。そういう風に確定しましょう。では、以上で終わりたいと思います。

平成 年 月 日

署名委員 2 番委員

署名委員 7 番委員